

第6編 伊那中央病院の診療に関する債権の管理等に関する条例

伊那中央病院の診療に関する債権の管理等に関する条例

平成19年3月27日

条例第6号

改正 平成24年4月1日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、伊那中央病院の診療に関する債権の管理等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「診療に関する債権」とは、伊那中央病院料金条例（平成15年伊那中央行政組合条例第5号）第4条及び第8条に規定する料金の給付を目的とする債権をいう。

(他の法令との関係)

第3条 診療に関する債権の管理等に係る事務の処理については、法令に別段の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(債権台帳)

第4条 診療に関する債権を適正に管理するため、当該債権に係る台帳を整備するものとする。

(督促)

第5条 組合長は、診療に関する債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第6条 組合長は、診療に関する債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第9条又は第10条の措置をとる場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 保証人の保証がある診療に関する債権については、保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある診療に関する債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- (3) 前2号に該当しない診療に関する債権（第1号に該当する診療に関する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第6編 伊那中央病院の診療に関する債権の管理等に関する条例

第7条 組合長は、診療に関する債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第8条 組合長は、診療に関する債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により組合が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、組合長は、診療に関する債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第9条 組合長は、診療に関する債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 債務者の所在及び差し押さえることができる財産がともに不明であるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 差し押さえることができる財産がないとき。
- (4) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第10条 組合長は、診療に関する債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該診療に関する債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難、失業その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

2 組合長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。

(債権放棄)

第11条 組合長は、診療に関する債権について、次の各号のいずれかに該当する場合におい

第6編 伊那中央病院の診療に関する債権の管理等に関する条例

ては、当該診療に関する債権を放棄することができる。

- (1) 当該診療に関する債権について消滅時効に係る時効期間が経過したとき（時効期間経過後に債務者が当該診療に関する債権について一部を履行したときその他債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。）
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他法令の規定により債務者が当該診療に関する債権についてその責任を免れたとき（当該債権について保証人の保証があるときを除く。）
- (3) 当該診療に関する債権の存在について法律上の争いがある場合において、組合長が勝訴の見込みがないものと決定したとき。
- (4) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準じる事情にあり、組合長が徴収の見込みがないと認めるとき（当該債権について保証人の保証があるときを除く。）

（報告）

第12条 組合長は、前条の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（雑則）

第13条 組合長は、診療に関する債権について、第5条から第8条まで又は第10条の措置をとったにもかかわらずなお履行されないときは、利用しようとする医療機関を任意に選択できる事情にあり、かつ、緊急を要しないと認められる場合、債務者に対して、当該医療機関として伊那中央病院を選択しないよう勧告することができる。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年3月30日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。